

基礎資料

令和4年4月

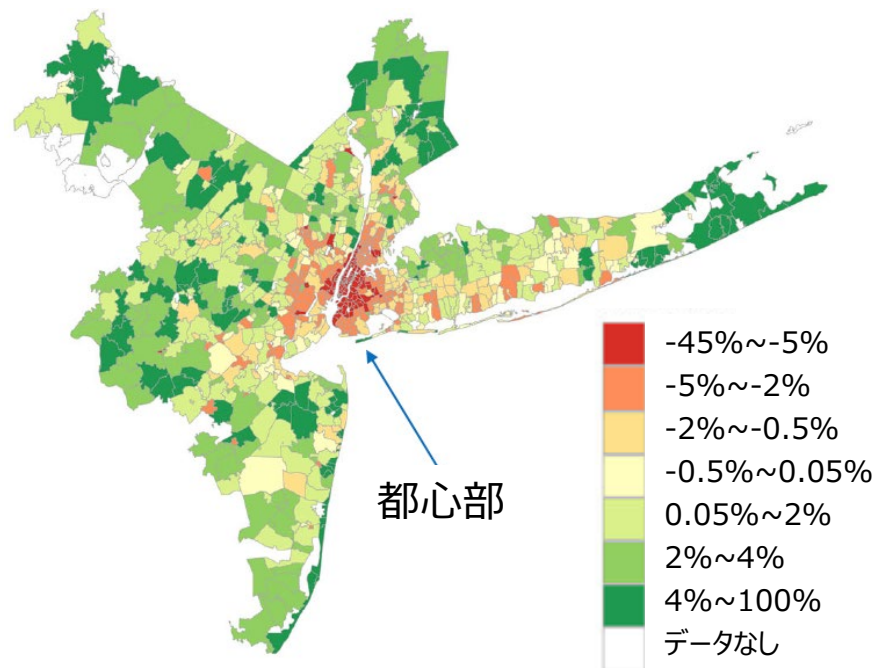
内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局

(1) 経済社会の多極化

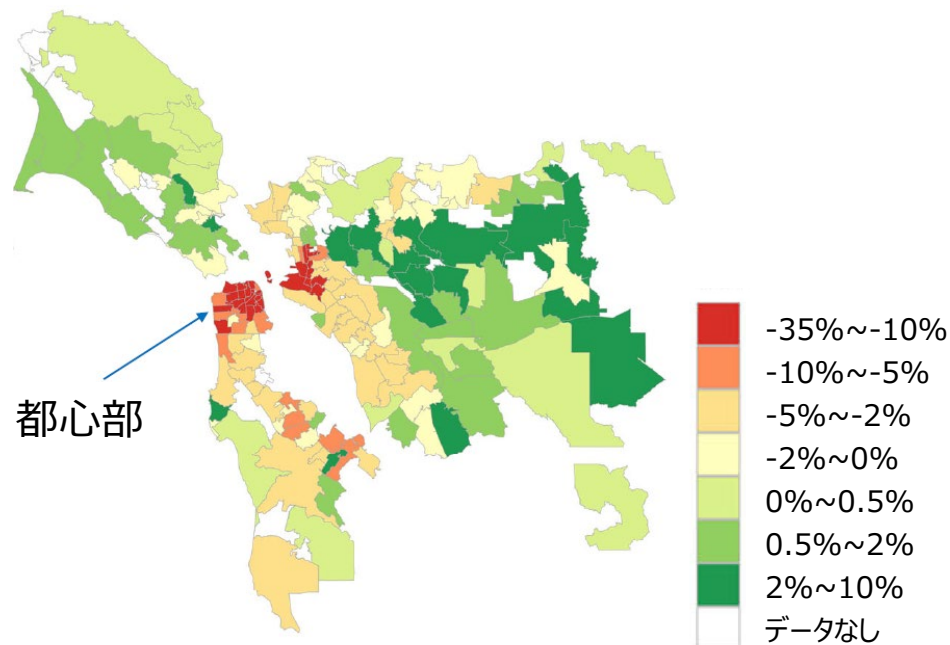
- コロナ禍以降、大都市において、都心部から周辺部へ人口が移動し、分散型にドーナツのような形状が現れる現象がスタンフォード大学の教授等による実証研究で確認されている。「ドーナツ効果」と呼ばれる。

大都市圏のエリア別人口変化率

ニューヨーク



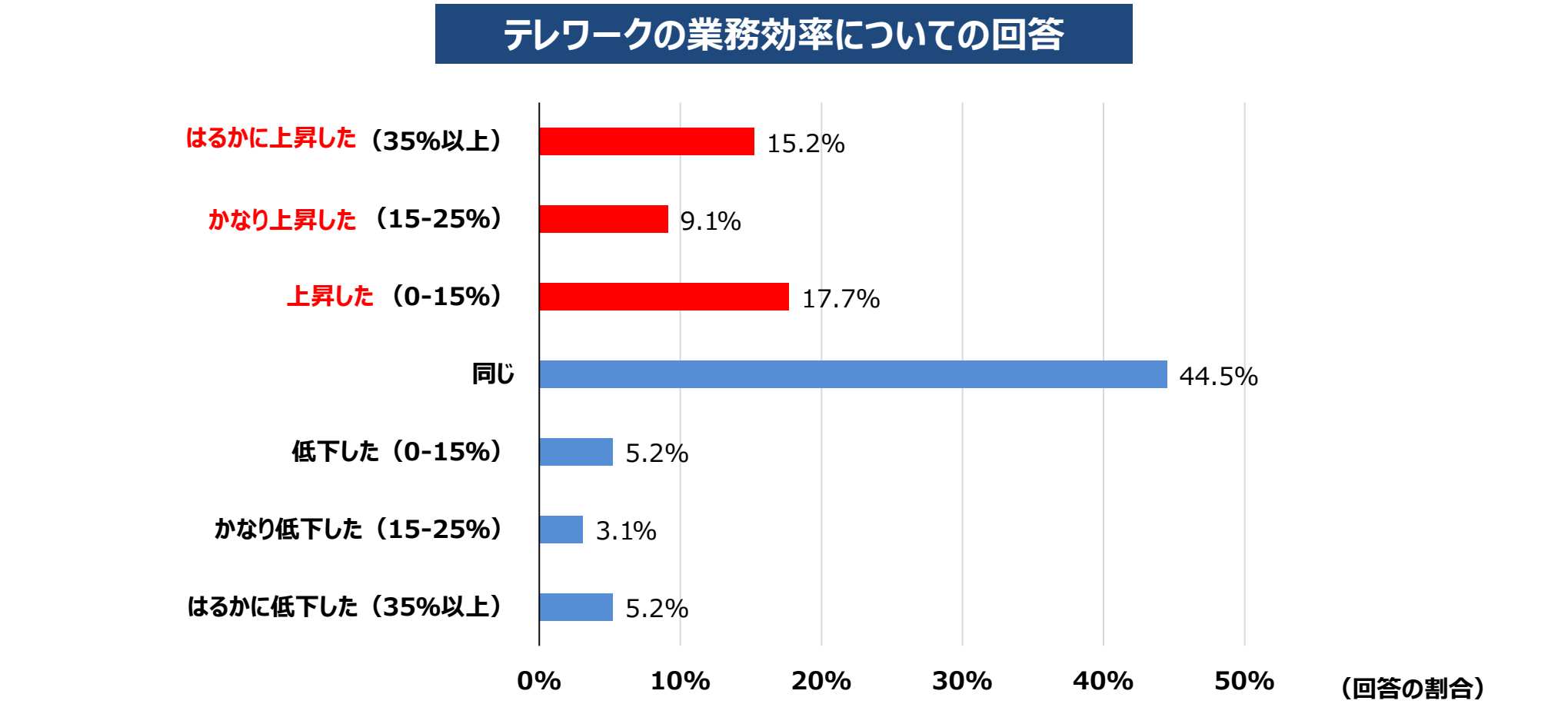
サンフランシスコ
(ベイエリア)



(注) 米国郵便番号地域毎の人口について、2020年2月から2021年7月の変化率を計測したもの。

(出所) Nick Bloom. 2022. "Key Decisions About the Future of WFH" (March 2022). スタンフォード大学のNick Bloom教授のホームページにおいて公開されている資料より。

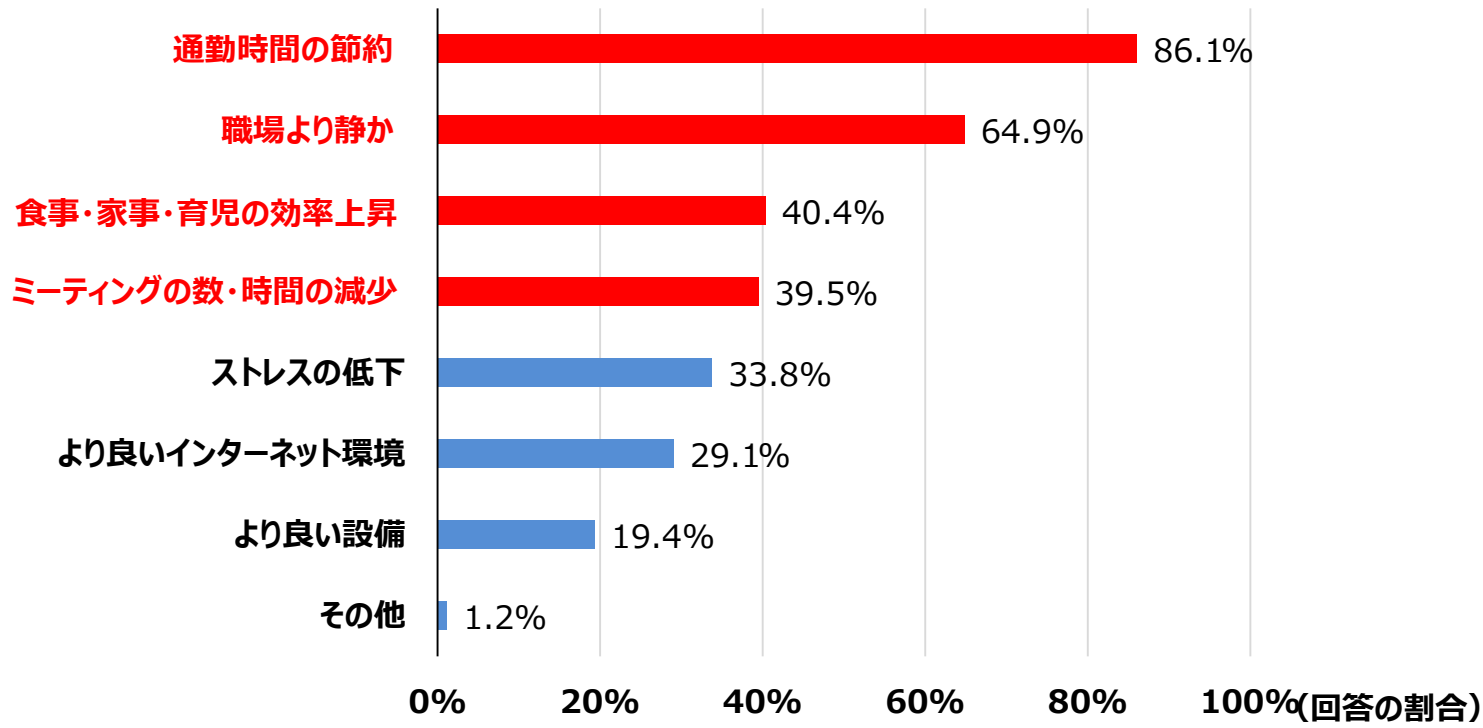
○ テレワークに関する研究によると、14%がテレワークにより業務効率が低下したとしているのに対し、42%がテレワークにより業務効率が上昇したと回答。



(注) 2020年5月から2021年10月の間に収集された78,250人のアンケート回答。2019年に10,000ドル以上の所得を得た、20歳から64歳の米国在住者を対象。
「(COVID-19パンデミック時の) 自宅での作業効率は、パンデミック前の事業所での作業効率と比べてどうか?」という問いへの回答。
(出所) Jose Maria Barrero. 2022. "The Work from home outlook in 2022 and beyond" presented at the 2022 ASSA Meetings.

- 研究によると、テレワークによって業務効率が上昇した要因としては、通勤時間の節約が最も大きい。
- また、業務環境が静かであることや食事・家事・育児の効率の上昇、ミーティングの数・時間の減少といった要因も大きい。

テレワークによって業務効率が高まった要因



(注) テレワークにより業務効率が上昇したと回答をした人に対する、2021年8月から10月の間に収集された4,469人のアンケート回答。2019年に10,000ドル以上の所得を得た、20歳から64歳の米国在住者を対象。
「通勤しないことで節約できた時間は、在宅勤務の効率の向上に寄与するか？通勤時間の短縮以外に、在宅勤務の方が効率的な理由は何か？該当するものをすべて選択。」という問いへの回答。

(出所) Jose Maria Barrero. 2022. "The Work from home outlook in 2022 and beyond" presented at the 2022 ASSA Meetings.

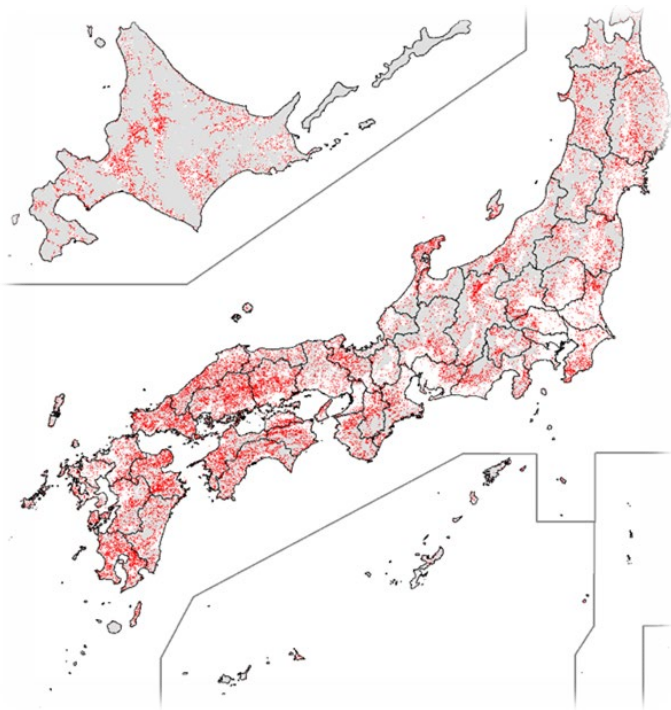
- 2015年に居住地の33%であった我が国の少子高齢化地域（面積ベース）は、2050年には56%となると見込まれている。

少子高齢化地域のメッシュ分布

- 少子高齢化地域：若年(0-14歳)人口比率が10%以下かつ 高齢(65歳以上)人口比率が40%以上のメッシュ(1km四方当たり)
- 無居住地域：男女年齢(5歳ごと)人口がいずれも1人未満のメッシュ(1km四方当たり)

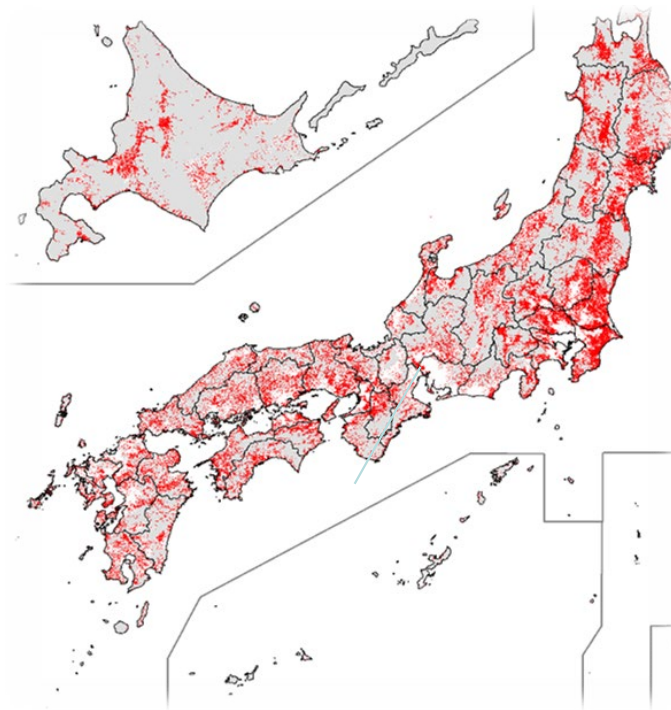
2015年

少子高齢化地域の面積 33%



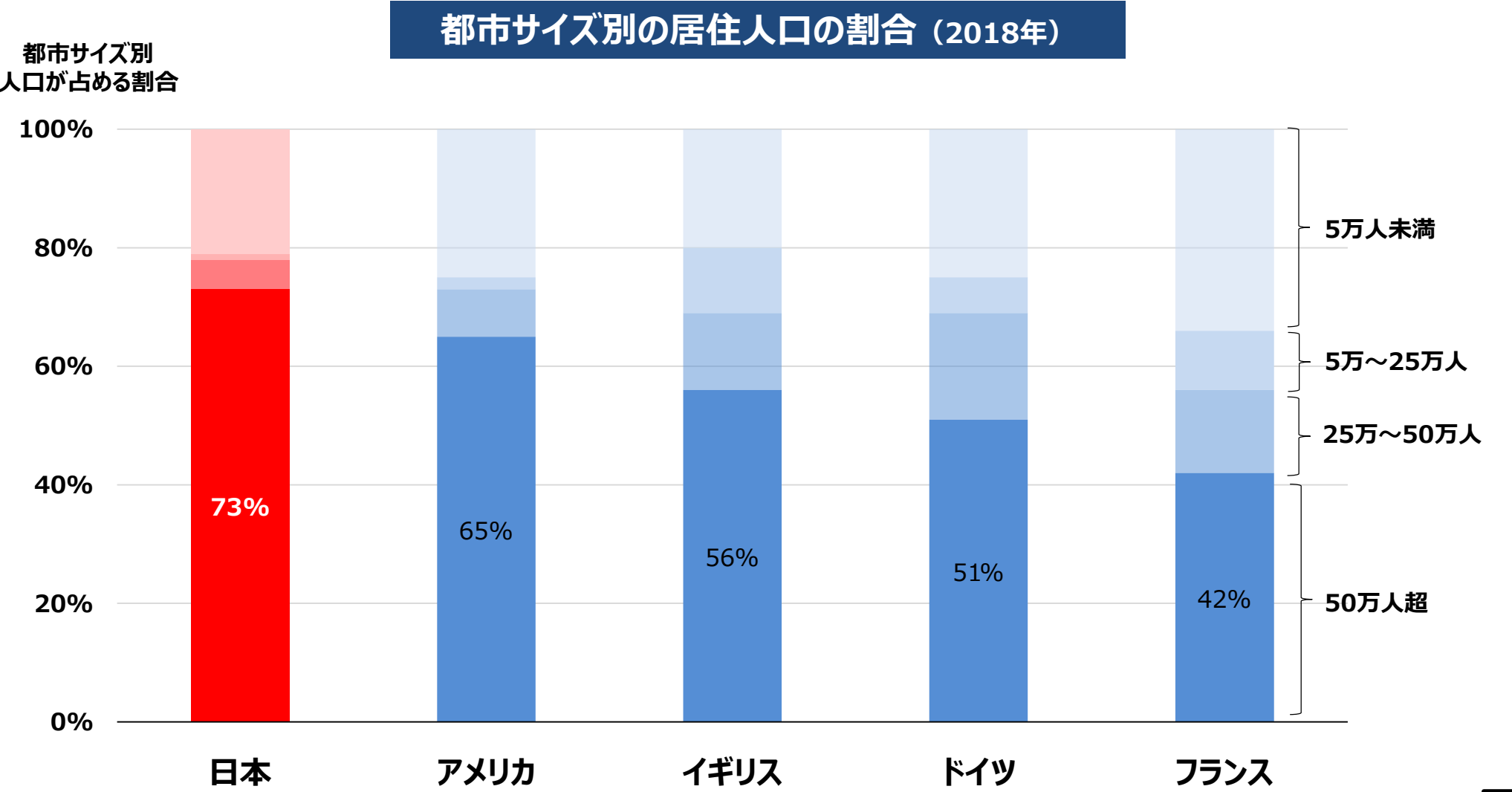
2050年

少子高齢化地域の面積 56%



(注) 総務省「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」等より、国土交通省国土政策局推計。
 (出所) 国土交通省「国土の長期展望専門委員会最終とりまとめ参考資料」（2021年6月）を基に作成。

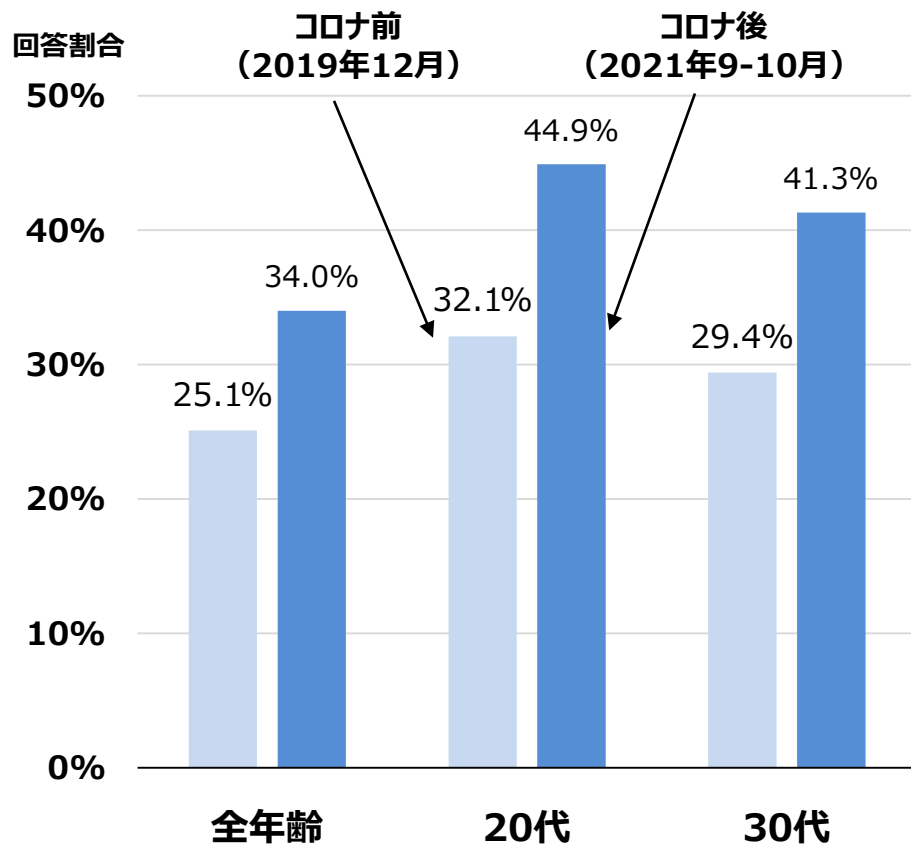
- 日本では、総人口のうち、50万人以上の大都市に住んでいる割合は73%。
- 65%のアメリカ、56%のイギリスなど欧米各国を上回り、大都市に人口が集中している。



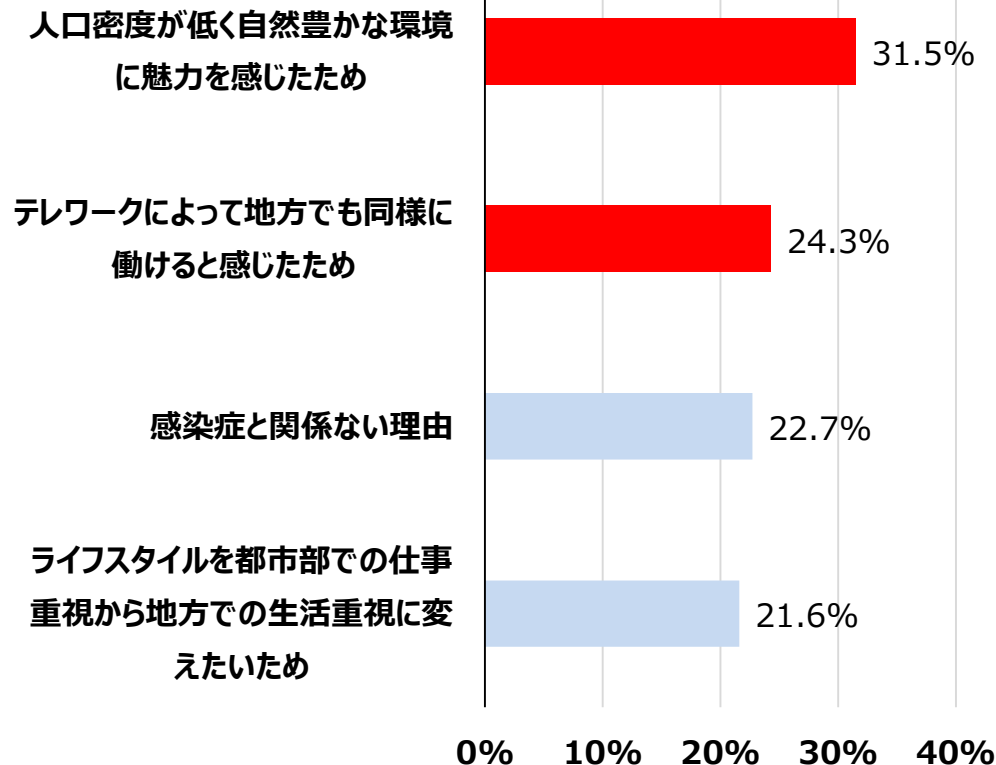
(出所) OECD "Regions and Cities at a Glance 2020" を基に作成。

- 地方移住への関心は、コロナ前に比べて、高まっている。20代や30代の関心が高い。
- 理由としては、自然豊かな環境に魅力を感じたこと（31.5%）に加え、24.3%がテレワークによって地方でも働けるようになったことを挙げている。

地方移住の関心割合



地方移住の関心理由



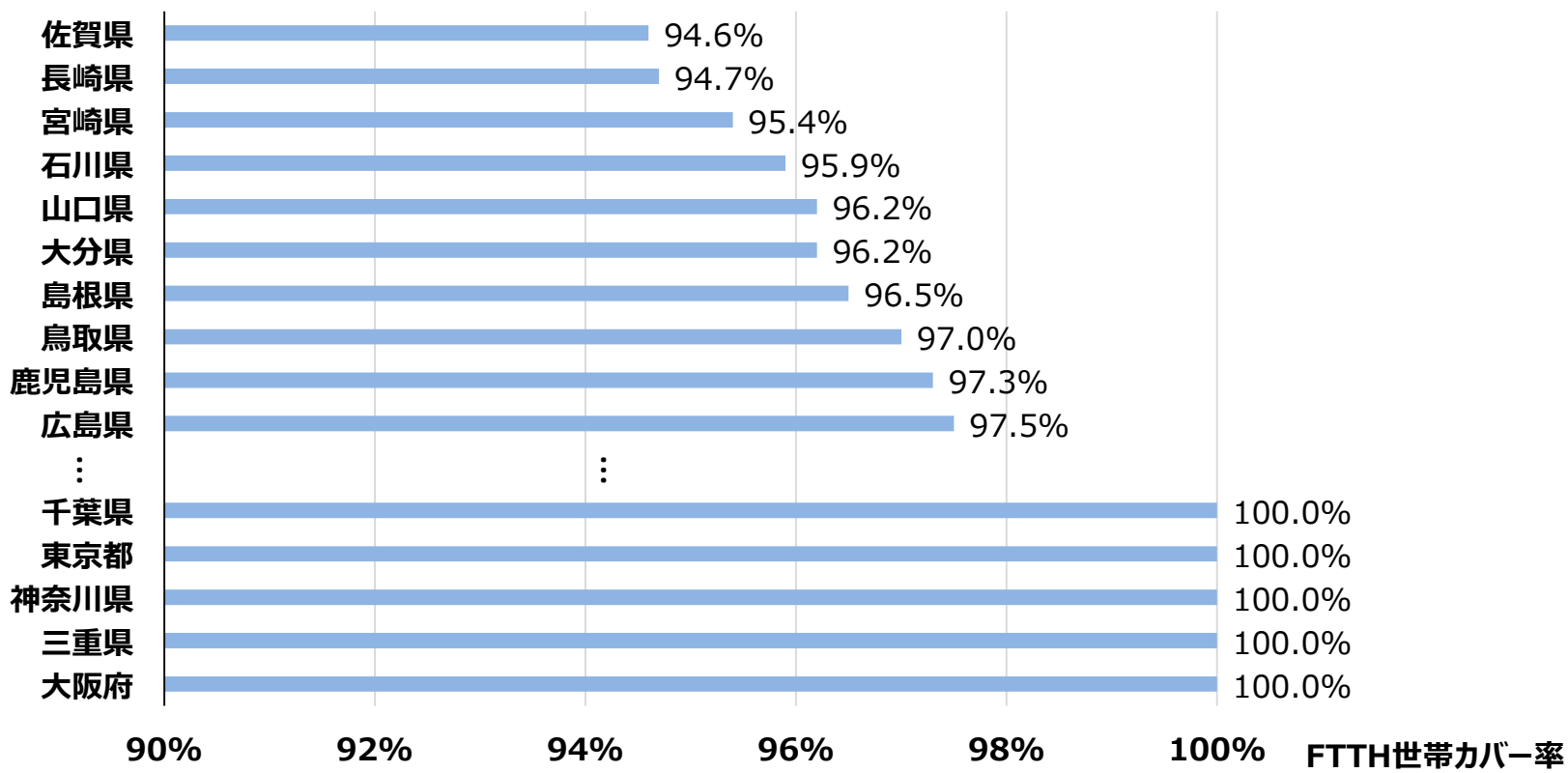
(注) 左図：東京圏在住者のうち、①「強い関心がある」、②「関心がある」、③「やや関心がある」、④「あまり関心がない」、⑤「まったく関心がない」のうち、①～③のどれかを選んだ人の割合。東京圏とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の一都三県。

右図：2021年9-10月の東京圏在住で地方移住に関心がある人を対象に調査。

(出所) 内閣府「第4回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」を基に作成。

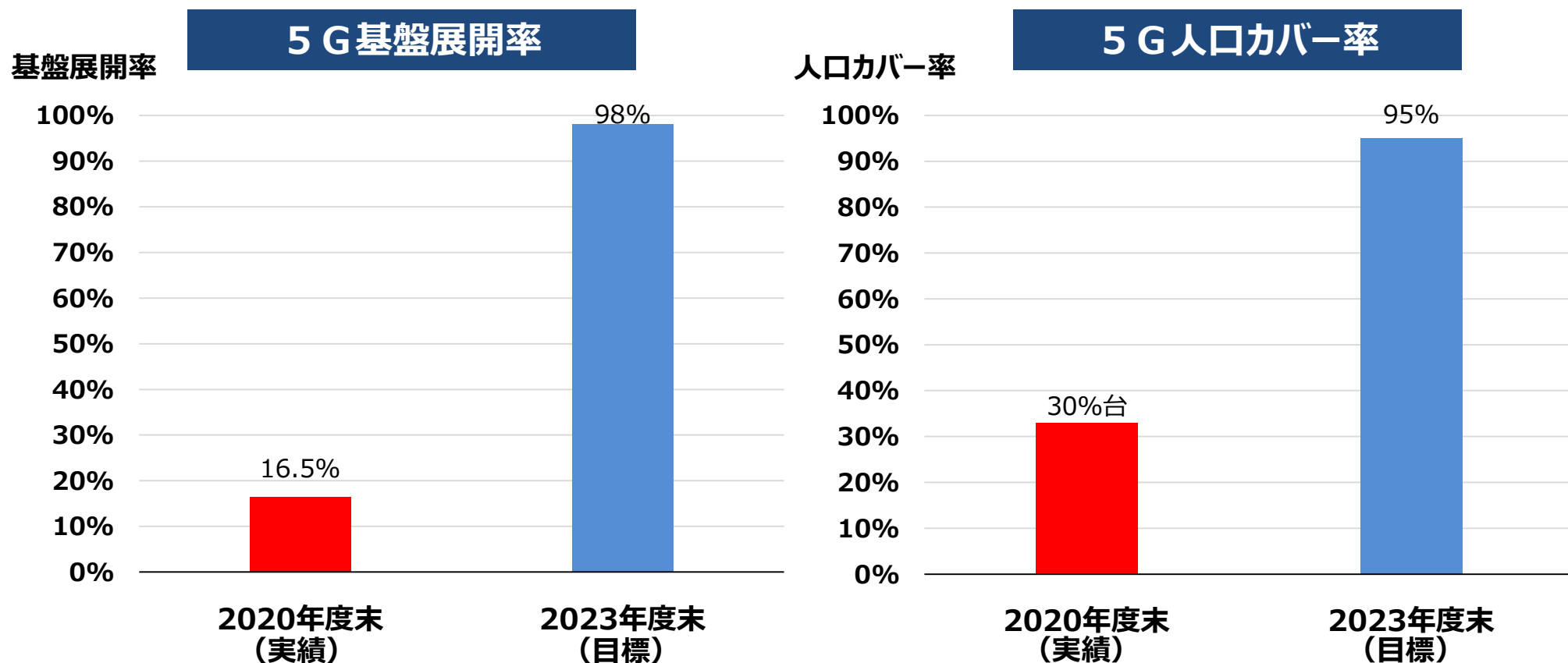
- 光ファイバの整備率（世帯カバー率）は、2021年3月時点ですべての都道府県において9割以上。
- 千葉県、東京都、神奈川県、三重県、大阪府においては世帯カバー率100%を達成しているが、佐賀県、長崎県はカバー率が95%を下回っている。

都道府県毎の光ファイバ（FTTH）世帯カバー率（2021年3月）



（注） FTTH（Fiber To The Home）とは、加入者宅まで光ファイバをつなぐことでインターネットにアクセスするサービスのこと。
世帯カバー率とは、住民基本台帳に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推定したエリア内の利用可能世帯数を総世帯数で除したもの。
世帯カバー率100%としている5都府県は、小数点第二位までの表示でカバー率100.00%となる都府県。
（出所）総務省「令和2年度末FTTH世帯カバー率（都道府県別）」を基に作成。

- 2019年4月に5G用周波数が割り当てられて以降、各携帯電話事業者が5Gサービスを開始。2020年度末時点の基盤展開率（10km四方のメッシュに親局が設置されている割合）は16.5%であり、2023年度末までに98%カバーを目指す。
- また、2020年度末時点で30%台である5Gの人口カバー率は、2023年度末までに95%を目指す。



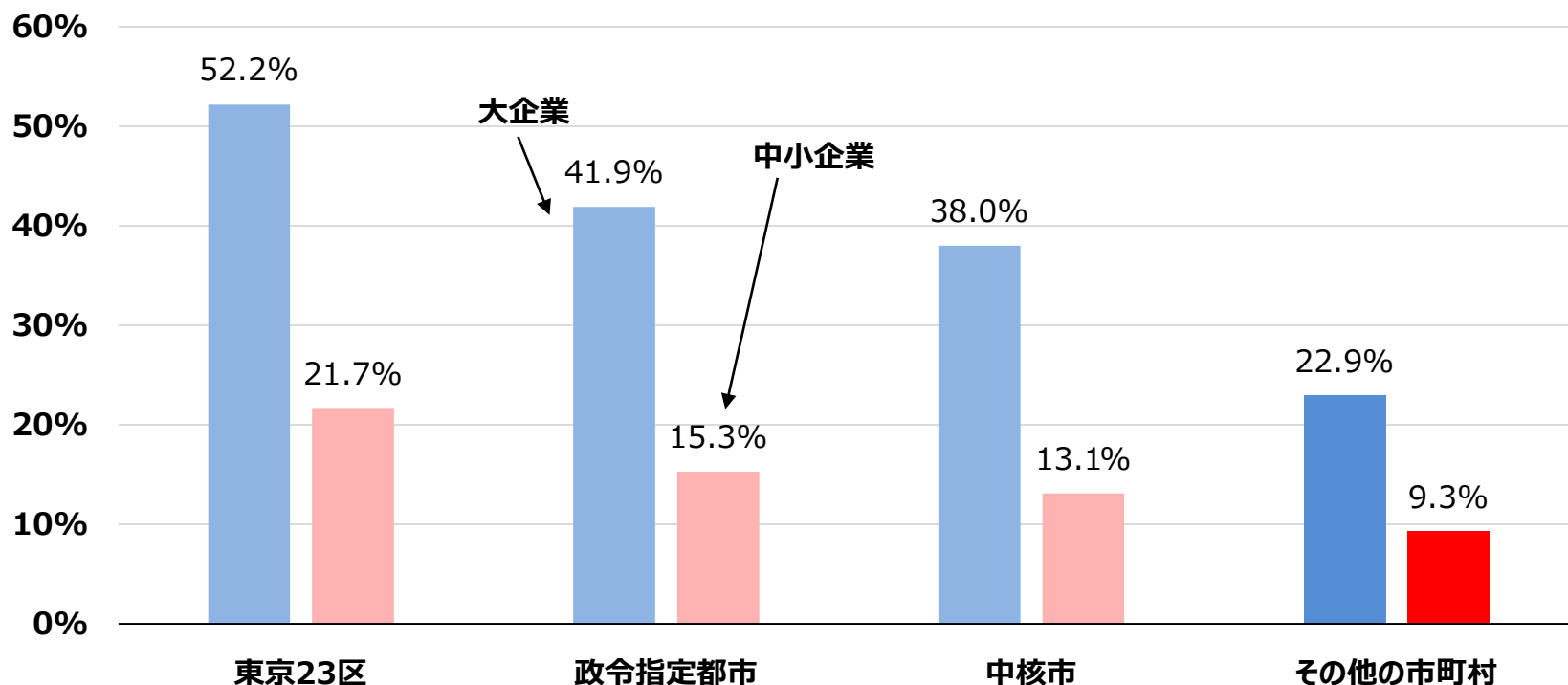
(注) 基盤展開率とは、10km四方のメッシュに1個親局が設置されている割合。基盤展開率は携帯電話事業者4者の合算値（メッシュの重複を排除）。
 人口カバー率とは、500m四方のメッシュのうち、5G通信ができるエリアの人口の合計を総人口で除した割合。
 ただし、500m四方エリアでの人口の正確な把握が現状困難であるため、概算値を記載している。

(出所) 総務省「デジタル田園都市国家インフラ整備計画の全体像」（2022年3月）を基に作成。

- DXに取り組む企業の割合は、都市部より地方部の方が低い。光ファイバや5Gの基盤整備に加え、地域におけるデジタル実装に向けた支援が必要。

地域別・企業規模別の DXに取り組む企業の割合（2021年2月）

DXに取り組む企業の割合



（注） 中小企業とは、製造業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、運輸業・郵便業、情報通信業は従業員数300人未満の企業、卸売業・小売業、サービス業・その他は従業員数100人未満の企業。それ以外の企業を大企業としている。

従業員数10名以上の企業に勤める者に対して2021年2月に実施したアンケート調査。

「あなたの勤務先企業ではデジタル・トランスフォーメーション（DX）に関連する取組を実施していますか。」という質問に対し、「2018年度以前から実施している」「2019年度から実施している」「2020年度から実施している」と回答した割合の合計。回答者数は大企業6,617社、中小企業14,053社。

（出所）総務省「デジタル・トランスフォーメーションによる経済へのインパクトに関する調査研究の請負報告書」（2021年）を基に作成。

○ デジタル技術の進展により、書面や対面といったアナログな技術を代替することが可能となる。

代表的なアナログ規制と代替技術

- ①画像・データを遠隔で取得・提供
- ②画像・データの解析・診断・評価を自動化・機械化
- ③事態対処を自動化・機械化
- ④検査周期を延長・撤廃

紙の介在	書面
	閲覧・縦覧
	掲示
	対面
人の介在	講習
	目視
	検査・点検 監査
	調査
	巡視・見張
	常駐
	専任
	定期
頻度	第三者
	自主
	調査・測定

📄 オンライン手続

🖥️ ウェブ会議

📷 カメラ

📡 センサー

🚁 ドローン

🧠 画像診断

📄 ビッグデータ分析

🗣️ 緊急通報装置

🏠 デジタルツイン

🏗️ 3Dモデリング

🔧 リアルタイム
対処

🤖 ロボット

🕒 リアルタイムモニタ
リング

- デジタル臨時行政調査会では、デジタル化を阻害する規制の点検・見直しを進めている。まずは、7 項目のアナログ規制について、集中的に改革を実施する。

7 項目のアナログ規制

①目視規制

現場での点検や調査の際に、人が赴き、目で見て確認を求めている規制

②定期検査・点検規制

定期的に人に特定の場所への点検を求めたり、特定の対象物の確認を求めたりする規制

③実地監査規制

人が現場に赴き、書類や建物を人の目で確認をすることを求めている規制

④常駐・選任規制

人を特定の場所へ常時配置または別の場所での仕事の兼務を禁止している規制

⑤書面掲示規制

国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制

⑥対面講習規制

国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制

⑦往訪閲覧・縦覧規制

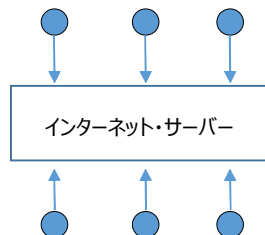
公的な情報を得るのにオンラインではなく役所等へ訪問して閲覧・縦覧を課している規制

- Web3.0とは、ブロックチェーン技術によって、①管理者による信用保証が不要、②改竄されない、③コピーできない、といった特性が実現し、個々人がデータを所有・管理し、一極集中管理の巨大プラットフォームを介さずに自由につながり、交流・取引を行う、多極化されたWeb社会のこと。

Web1.0からWeb3.0までの変遷

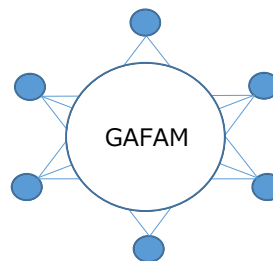
<Web1.0>

- ✓ 1990年～2000年代前半
- ✓ インターネット導入初期の段階。従前の手紙や電話といった手段に加えて、電子メールが普及。ただし、一方通行のコミュニケーション
- ✓ 主要サービス：電子メール



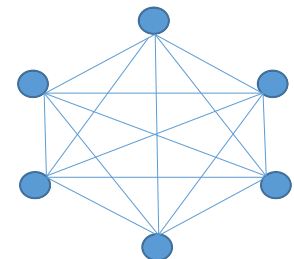
<Web2.0>

- ✓ 2000年代後半～2020年
- ✓ SNSが生み出され、双方向のコミュニケーションが可能に。他方で、GAFAM等の巨大なプラットフォームに個人データが一極集中管理される仕組み
- ✓ 主要サービス：SNS、Eコマース



<Web3.0>

- ✓ 2021年～
- ✓ 巨大プラットフォームを介さずに、個人が直接相互に自由につながり、交流・取引が行われる多極化された仮想空間社会
- ✓ 主要サービス：NFT、メタバース



ブロックチェーン

- Web3.0の世界においては、ブロックチェーン技術を基盤として、様々な新たなサービスが創出され、市場規模が拡大。
- 例えば、NFT(Non-Fungible Token、非代替性トークン) とは、偽造・改ざん不能のデジタルデータ。クリエイターが生み出すデジタル作品等は、NFT化されることによって、取引される。
- メタバースとは、ブロックチェーン上にあるデジタルの仮想空間。ユーザーは仮想空間の中でアバター（自分の分身）を通して他のユーザーと交流し、暗号資産（仮想通貨）等の決済手段を用いて、仮想のアイテムの取引を行うことができる。

NFT

- ✓ 主な事例：デジタルのアート作品、スポーツ選手カード、プレイ動画、ファッションなどがNFT化され、取引されている。



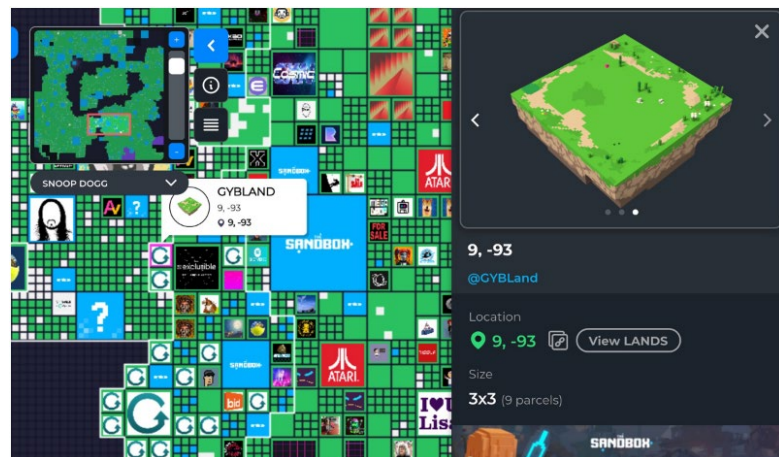
(提供) THE FABRICANT



(出所) NBA Top Shot

メタバース

- ✓ 主な事例：仮想空間上で、NFT化されたデジタルファッションやメタバース上の土地等が取引されている。



(出所)「The Sandbox」

(2) 民間による公的役割

- 諸外国には、公的な役割を目的とする企業の法制度が存在。
- 米国の場合、ベネフィットコーポレーション法。

1. 概要

- ベネフィットコーポレーション法は、会社法の中に、社会的責任に焦点を当てた企業が位置付けられていなかった空白を埋めるべく立法化。社会的目的をビジネスの方式に統合する新しい法人形態とされ、①企業／経済、②政府／公共政策、③市民社会の3部門に続く、第4部門と位置付けられている。
- 米国では、2010年4月にメリーランド州で最初のベネフィットコーポレーション法が制定され、その後、37の州で立法化され、4の州で立法化に向けて取組中。
- ベネフィットコーポレーションを法人形態として選択する動機としては、「会社が売却されたとしても、また、遠い将来においても、会社の価値観は継続することができる（スポーツ用品メーカーのパタゴニア）」、「世間に対して、我々の価値観を示すことである。特に株主に対して、我々にとって『これ』が重要であり、『これ』を優先することを示すことである（眼鏡製造業のワービーパーカー（Warby Parker））」といった声がある。

2. 法律の内容

- 米国では、会社法が州法であるため細部は州ごとに異なるが、2通りの類型（①モデル法タイプ、②デラウェア州タイプ）がある。共通する事項は多く、以下のとおり
 - － 定款にベネフィットコーポレーションであることを明記する必要がある。
 - － 取締役の義務として、株主のみならず、公共の利益の遂行を考慮すべきと州法に規定。株式会社の場合も、株主価値の向上のため、取締役が株主以外のほかの利害関係者の利益を考慮することができるが、ベネフィットコーポレーションの取締役は、他の利害関係者の利益を考慮することが要求されている。いわば、マルチステークホルダー的運営が義務付けられている。
 - － 一般の株式会社からの移行も可能であるが、株主の2／3以上の賛成が必要。
 - － 剰余金の分配（配当）についての制限は課されていない。すなわち、配当は可能。
 - － ベネフィットコーポレーションであることに伴う税制優遇はない。

ベネフィットコーポレーションの設立状況

- 2018年の米国を対象とした調査では、ベネフィットコーポレーションに関する最初の法律がメリーランド州において施行された2010年10月から2017年12月までの間に、7704社のベネフィットコーポレーションが設立、または株式会社等から移行。その設立は全米に広く拡大。

米国の州別のベネフィットコーポレーションの割合 (2018年4月)

州名	全米の内での州別のベネフィットコーポレーションの設立割合
オレゴン	26%
ニューヨーク	19%
ネバダ	18%
デラウェア	16%
コロラド	8%
カリフォルニア	3%
メリーランド	2%
その他の州	9%

米国の州別のベネフィットコーポレーション数 (2018年7月)

州名	数	州名	数	州名	数
アーカンソー	13	インディアナ	5	オレゴン	2028
アリゾナ	10	ケンタッキー	1	ペンシルバニア	88
カリフォルニア	247	ルイジアナ	12	ロードアイランド	8
コロラド	603	マサチューセッツ	67	サウスカロライナ	16
コネチカット	67	メリーランド	121	テネシー	3
DC	12	ミネソタ	37	テキサス	0
デラウェア	931	モンタナ	1	ユタ	36
フロリダ	35	ネブラスカ	2	バージニア	0
ジョージア	1	ニューハンプシャー	54	バーモント	0
ハワイ	14	ニュージャージー	5	カンザス	0
アイダホ	14	ネバダ	1362	ウェストバージニア	0
イリノイ	49	ニューヨーク	1447		

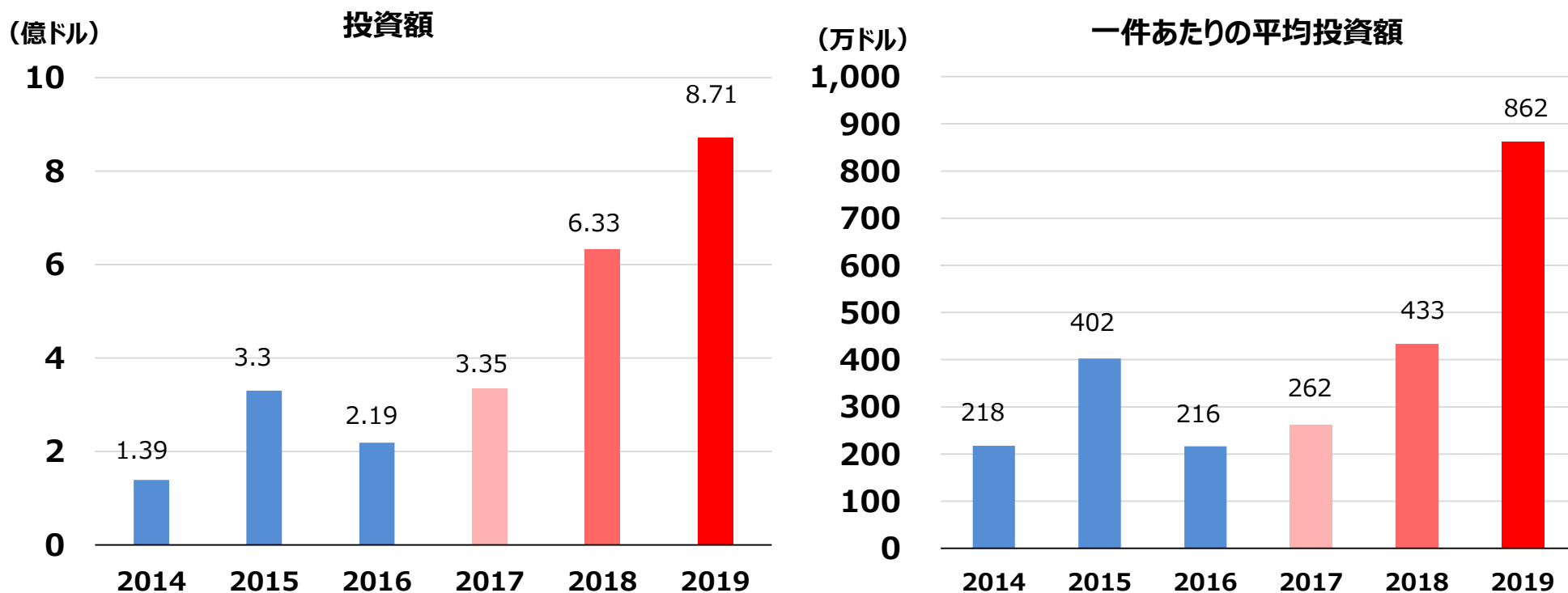
(注) ベネフィットコーポレーションの数については、各州政府等への問い合わせ等により調査。

(出所) Ellen Berrey. 2018. "Social enterprise law in action: organizational characteristics of U.S. benefit corporations" Transactions: The Tennessee Journal of Business Law, Vol. 20, 2018

ベネフィットコーポレーションへの投資額の増加

○ 実証研究によると、デラウェア州でのベネフィットコーポレーションへの投資額に着目すると、投資額は増加傾向。2014年からの5年間で6倍に。1件当たりの平均投資額も4倍に増加。

デラウェア州内のベネフィットコーポレーションへの 投資額の推移 (2014年～2019年)

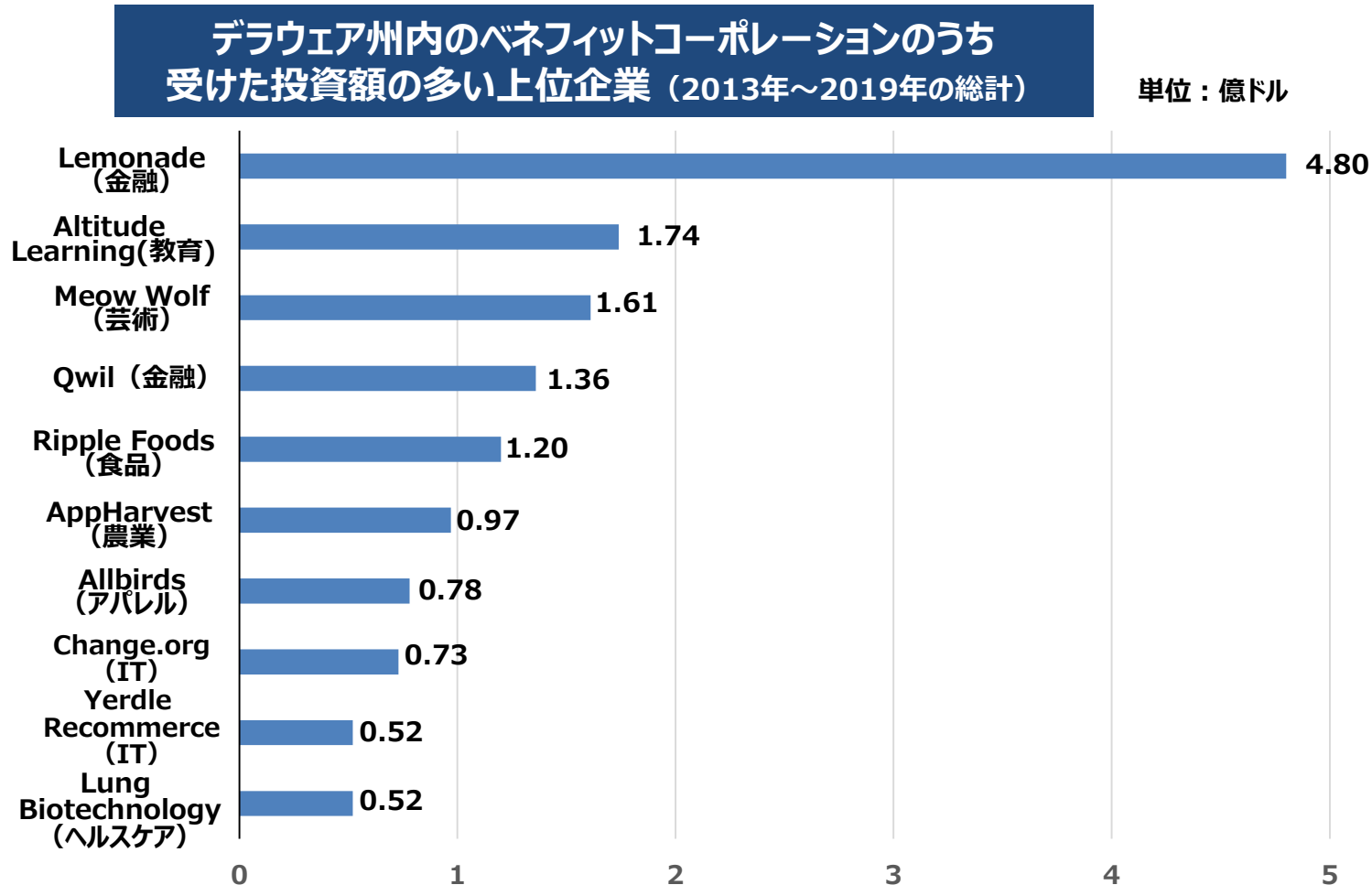


(注) 研究は、論文の著者がデータを把握することができたデラウェア州のベネフィットコーポレーション295社について、それぞれの企業の資金調達情報をPitchbookのデータベースより抽出。期間内（2014～2019）のすべての投資件数（707件）及びその金額を集計して分析したもの。投資家の合計は1,076。投資には株式、転換社債、担保付ローンなどの手段を含む。

(出所) Michael B. Dorff, James Hicks and Steven Davidoff Solomon. 2021. "The future or fancy? an empirical study of public benefit corporations" *Harvard Business Law Review* Volume 11, Issue 1.

ベネフィットコーポレーションの分野

○ ベネフィットコーポレーションに対する投資額を分野別に見ると、金融、教育、芸術、食品、農業、アパレル、ITといった企業への投資が上位に来ている。



ベネフィットコーポレーションに対する投資家

○ベネフィットコーポレーションに対する投資家の特徴としては、社会面・環境面のインパクトを重視する投資家だけではなく利益追求型の投資家も投資を行っている。

デラウェア州のベネフィットコーポレーションへの投資件数の多い
上位10の投資家（2013年～2019年の総計）

企業	件数	投資戦略
Techstars	19	利益追求型
Village Capital	17	インパクト投資型
Plug and Play Tech Center	16	利益追求型
500 Startups (初期段階から投資や経営支援を行うファンド)	15	利益追求型
XRC Labs	15	利益追求型
Y Combinator (著名VC。DropboxやAirBnBを輩出)	15	利益追求型
MassChallenge	14	利益追求型
Candide Group	11	インパクト投資型
First Round Capital	10	利益追求型
Kapor Capital	10	インパクト投資型

デラウェア州のベネフィットコーポレーションへの総投資額の多い
上位10の投資家（2013年～2019年の総計）

企業	総額 (単位：億ドル)	投資戦略
Google Ventures	5.59	利益追求型
General Catalyst	4.75	利益追求型
Thrive Capital	4.53	利益追求型
Allianz X	4.20	利益追求型
SoftBank Group	4.20	利益追求型
OurCrowd	3.12	利益追求型
Omidyar Network	1.85	インパクト投資型
Learn Capital	1.82	利益追求型
Andreessen Horowitz	1.68	利益追求型
XL Innovate	1.67	利益追求型

(注) 研究は、論文の著者によりデータを把握することができたデラウェア州のベネフィットコーポレーション295社について、期間内（2013～2019）のすべての投資件数（707件）のうち、投資家が明らかになっているもの（350件）を投資家別に集計したもの。投資企業には、ベンチャーキャピタル／アクセラレーター／インキュベーター／エンジェル投資家／PE・ヘッジファンドが含まれている。

(出所) Michael B. Dorff, James Hicks and Steven Davidoff Solomon. 2021. "The future or fancy? an empirical study of public benefit corporations" *Harvard Business Law Review* Volume 11, Issue 1.

- 公的な役割を目的とする企業の法律は、米国以外にも、英国・フランス・ドイツなどでも整備されているが、その内容は国によって異なる。

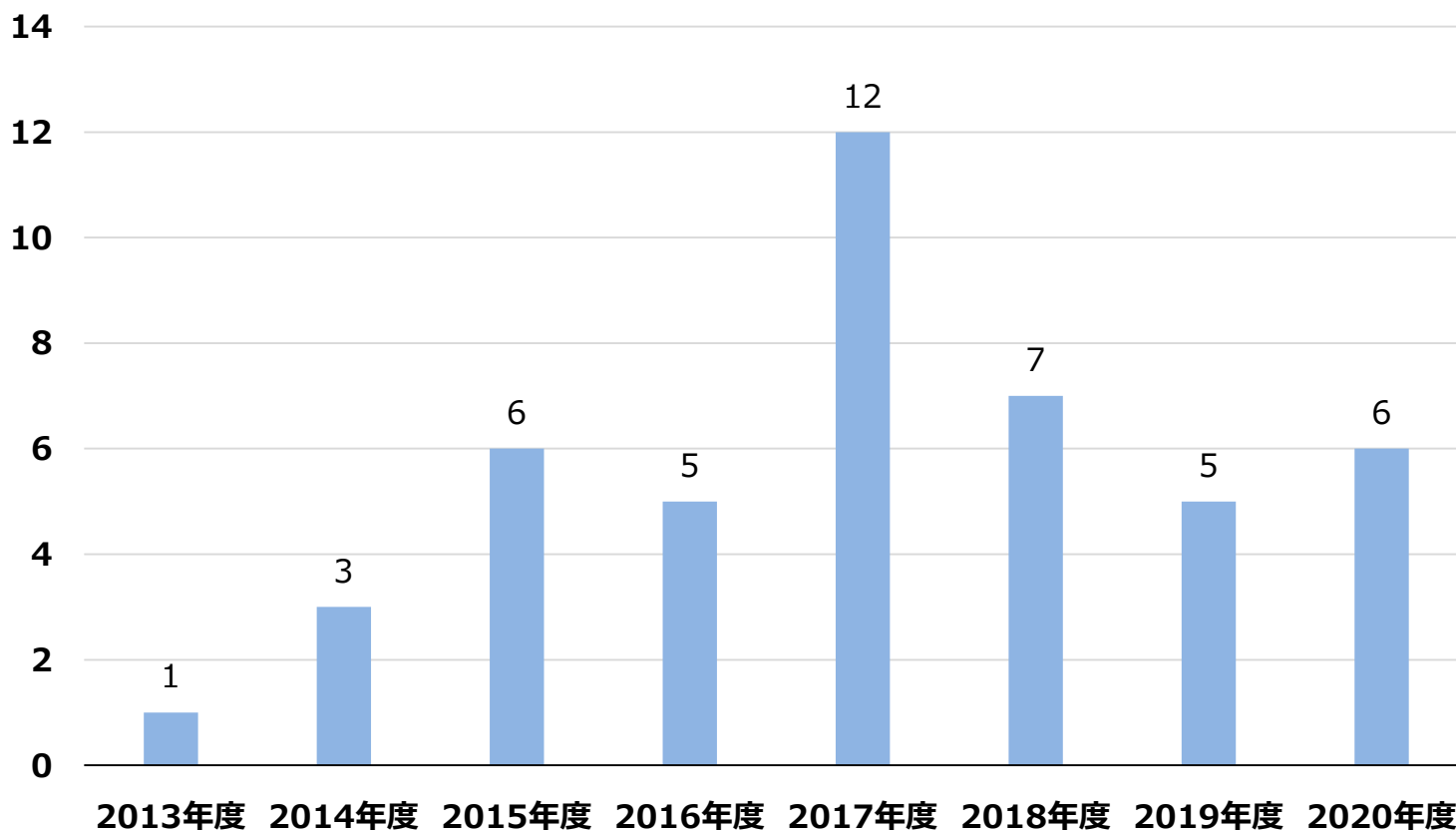
英仏独における制度

	英	仏	独
制度	Community Interest Company (CIC)	Entreprise à Mission (ミッションを有する企業)	公益有限責任会社 (gGmbH)
登記プロセス	CIC監督局（独立行政機関）に、設立目的等の適切性を審査	事業活動において追求するミッション等を定款に位置づけ、商事裁判所に届出	社会的事業を遂行する旨を定款に記載した上で、公益性を税務署で審査
分配制限・透明性	- 株主への配当は分配利益（収益＋資産）の35%が上限 - 毎年、レポート（コミュニティにもたらした利益等）をCIC監督局へ提出	独立した第三者機関がミッションの遂行を検証する	利益を出資者に分配できない
優遇措置	CIC監督局がリストを公開しており、認知度向上に寄与	なし	寄付金収入や事業目的のための活動による利益等が非課税
備考	チャリティ団体（非営利組織）による活動が行われていたが、資金調達強化やブランド化の観点からの法人形態を志向する動きが強まり、2006年にブレア政権で法制化	既存の会社形態（株式会社、有限会社等）に任意に加えることができる制度として、2019年マクロン政権で法制化	営利活動や事業目的に制限が大きい公益法人・財団法人に代わる選択肢を作り公益事業を推進するため2013年メルケル政権で法制化

- 公共側が対象施設の所有権を有したまま、対象施設の運営等を行う権利を民間事業者に設定するコンセッション事業の新規事業数は、年度により多少増減はあるものの、年間5件程度で推移。

コンセッション事業数の推移

コンセッション事業数



(注) コンセッション事業数は、実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいたコンセッション事業の数。

サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

(出所) 内閣府ホームページ「PFI事業の実施状況（令和2年度末）について」を基に作成。

- コンセッション事業は、空港や下水道などのインフラ事業を中心に実施されている。

コンセッション事業の例

空 港

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 但馬空港 | 2015年1月から運営事業を実施中。 |
| 仙台空港 | 2016年7月から運営事業を実施中。 |
| 関西国際空港
大阪国際空港 | 2016年4月から運営事業を実施中。 |
| 神戸空港 | 2018年4月から運営事業を実施中。 |
| 高松空港 | 2018年4月から運営事業を実施中。 |
| 鳥取空港 | 2018年7月から運営事業を実施中。 |
| 南紀白浜空港 | 2019年4月から運営事業を実施中。 |
| 福岡空港 | 2019年4月から運営事業を実施中。 |
| 静岡空港 | 2019年4月から運営事業を実施中。 |
| 熊本空港 | 2020年4月から運営事業を実施中。 |
| 北海道内7空港 | 2020年6月から順次、運営事業を実施中。 |
| 広島空港 | 2021年7月から運営事業を実施中。 |

下 水 道

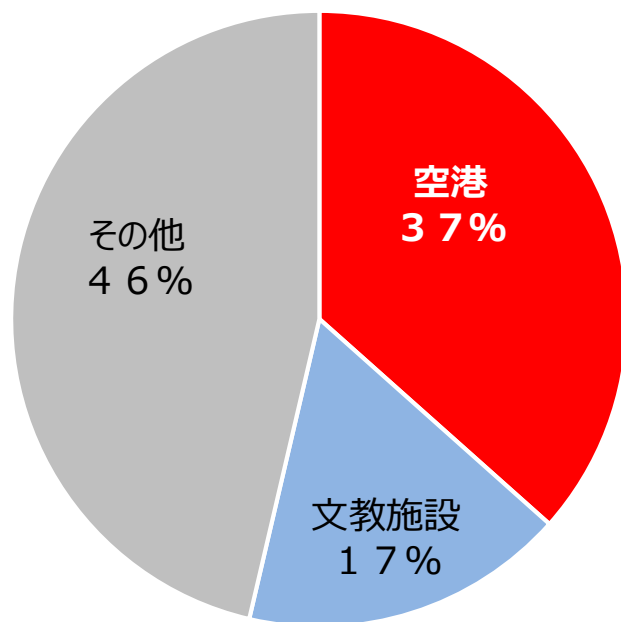
- | | |
|---------|---|
| 静岡県浜松市 | 2018年4月から運営事業を実施中。 |
| 高知県須崎市 | 2020年4月から運営事業を実施中。 |
| 宮城県 | 上工下水一体にて、2021年12月に実施契約締結、
2022年4月から運営事業を実施中。 |
| 神奈川県三浦市 | 2021年4月に実施方針策定、
2021年7月事業者公募開始。 |

道 路

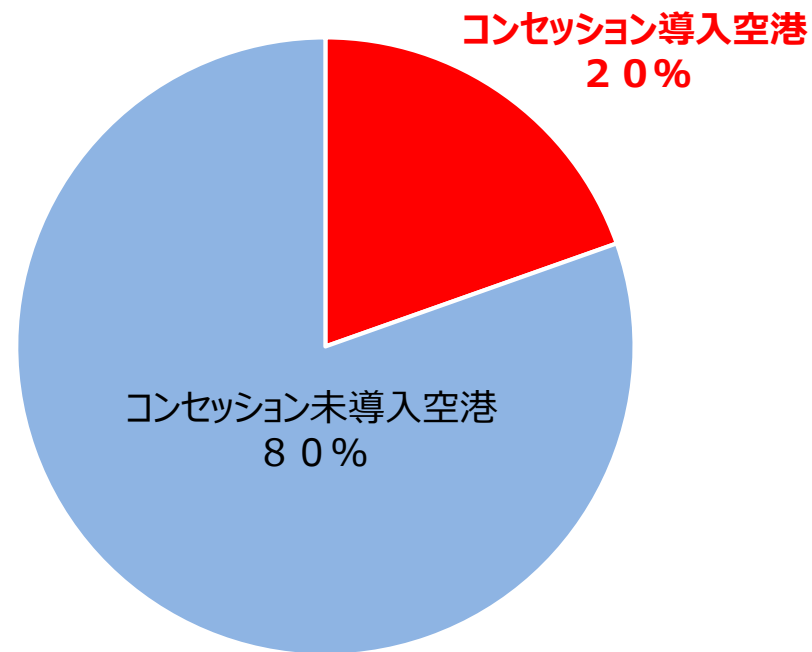
- | | |
|---------|---------------------|
| 愛知県道路公社 | 2016年10月から運営事業を実施中。 |
|---------|---------------------|

- コンセッション事業のうち全体の37%を空港が占めており、空港はコンセッションの導入が進んでいる。
- 国内全97空港中19空港（20%）がコンセッション事業を導入。

コンセッション事業全体に占める空港の割合
（2020年度末時点）



空港コンセッションの導入状況
（2021年度末時点）



（注） 1 事業で複数の空港を運営する事業もあるため、空港コンセッションの事業数と導入空港数は一致しない。コンセッション事業数は実施方針の件数により集計。
（出所） 内閣府調べ及びコンセッション等に関するワーキンググループ（第1回）（2022年2月21日）資料2 国土交通省提出資料を基に作成。